

令和8年9月1日発行

千葉市立桜木小学校

校長 今福 教子



桜木だより

お盆休み中の千葉を未曾有の豪雨が襲いました。被災された方にお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りします。お陰様で桜木小学校は被害もなく、子供たちは安心して学校生活に戻ることができました。学校や子供たちを見守ってくださった保護者の皆様、地域の方々、ありがとうございました。

近年は暑さのためか、公園から子供たちの遊ぶ元気な声が消えてしまったようです。「桜木小の子供たちは何をしているのだろうか」「元気で過ごしているのだろうか」そんな気持ちで夏休みを過ごしていました。

8月に入ってすぐの土曜日に、桜木小の校庭で「夏祭り」が、加曽利中の校庭では「納涼盆踊り大会」が開催されました。22日に予定されていたほおじろ台自治会「納涼祭」は、あいにく雨天となってしまいましたが、どれも地域の方が暑い中で準備を進めてくださったお祭です。小学生が楽しめる催しもたくさん用意され、参加した子供たちは笑顔いっぱいでした。「子供たちのために」「地域のために」と惜しみなく力を注いでくださる方々には頭が下がる思いです。

教職員に目を向けると、それぞれが自身の課題に応じていくつもの研修を受講しました。千葉市教育委員会主催の研修や講演会への参加だけでなく、積極的に市外の教職員とかかわり、広く知識を得た職員もいます。各教科の指導法はもちろん「学級経営のユニバーサルデザイン」「共に生きる力を育む福祉教育」など様々な学びを得ることができました。また、職員室では、研究授業に向けた指導案作りや教材研究、教材づくりに取り組む「学び続ける教職員」の姿が見られました。さらに、学校内の備品を整理したり特別教室や校舎内外の環境を整備したりと、様々な場面で9月からの子供たちの学びに向けての準備が進められました。

そして迎えた今日9月1日。校門で出会った子供たちは元気いっぱいでした。暑さ対策のため、休み明けの集会はリモートで行いましたが、きっと元気な校歌の歌声が教室いっぱいに響いていたことでしょう。保護者の皆様、地域の皆様、夏休み中の見守りありがとうございました。

さて、前期後半のスタートです。子供たちが「時間を守り、学校をきれいにし、言葉を正しく使う」桜木小学校を目指し、新たな気持ちで出発します。

9・10月の行事予定

【9月】

1日(火) 特別日課
2日(水) 特別日課
3日(木) 特別日課
4日(金) 特別日課 夏休み作品展～10日(木)
9日(水) 5年移動教室～11日(金)
14日(月) 委員会活動
15日(火) 特別日課
16日(水) なかよし活動
17日(木) 特別日課
18日(金) 特別日課
25日(金) 3年桜が丘特別支援学校との交流
28日(月) 桜木わくわく広場

【10月】

6日(火) 2年校外学習
7日(水) 前期給食終了 なかよし活動

9日(金) 秋季休業～13日(火)
14日(水) 特別日課 後期始業式
15日(木) 給食開始 芸術鑑賞会
16日(金) 5年・おおぞら口腔衛生指導
1年 心電図検査
19日(月) クラブ活動
20日(火) 特別日課 桜木わくわく広場
6年修学旅行1日目
21日(水) 6年修学旅行2日目
1年保護者給食試食会
22日(木) 発育測定 ロング昼休み
23日(金) 4年校外学習
26日(月) 委員会活動 桜木わくわく広場
27日(火) 1年生尿検査2次2回目
28日(水) ロング昼休み
29日(木) 1年校外学習
30日(金) 秋の歯科健診(該当者)

お知らせとお願い

●気象警報発表時の登校について

気象庁の防災気象情報の変更に伴い、臨時休業基準が改訂になりましたので、概要を改めてお伝えします。

詳細はすぐーる「気象警報等発表時の登校について(お願い)」(千葉市学校・家庭間システム8月31日配信)でご確認ください。

【臨時休業】

(1) 午前7時の時点 千葉市に

「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」あるいは、**暴風、暴風雪、大雪の「特別警報」**が継続中の場合 または、**「大雨浸水」「土砂災害」「高潮」**に関する「**レベル4危険警報**」あるいは「**レベル5特別警報**」が継続中の場合
※桜木小学校の学区には土砂災害警戒区域がございます。(千葉市風水害ハザードマップより)

(2) 午前7時の段階 千葉市に

「**避難指示が継続中**」の場合、**対象地域に学区が含まれる学校**は臨時休校

●遅刻、欠席連絡について

遅刻、欠席の連絡については、登校時刻までにすぐーるにてお願いします。また、遅刻の予定を欠席に変更する際には確実に連絡をくださるようお願いします。

●学校徴収金の口座振替(第1期)について

9月15日(火)は第3期口座振替の再振替日となっています。

残高不足等で8月25日(火)の口座振替ができなかったご家庭が対象となります。登録口座の残高を確認していただき、振替日前日までにご対応をお願いします。

今回、再振替ができなかった場合、第3期分については児童手当から徴収とさせていただきますことをご了承ください。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。